第百三十条各号を次のように改める。

一　法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

二　次のイからヌまでのいずれにも該当しない者であること。

イ　公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ロ　弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

ハ　弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の規定による懲戒処分により弁護士会からの除名の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ニ　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）又は司法書士法の規定による懲戒処分により、公認会計士の登録の抹消、税理士の業務の禁止の処分又は司法書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

ホ　当事者（商品デリバティブ取引等に係る紛争（法第二百六十条に規定する商品デリバティブ取引等に係る紛争をいう。チにおいて同じ。）の当事者（当該当事者が商品先物取引仲介業者である場合にあっては、当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又はその配偶者若しくは配偶者であった者

ヘ　当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はこれらであった者

ト　当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人である者

チ　商品デリバティブ取引等に係る紛争について当事者の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであった者

リ　当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者

ヌ　商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者（法人である者に限る。）の役員である者

2　商品市場における取引等に関して協会員間又は協会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争についてあっせん及び調停を行う場合における法第二百六十条の主務省令で定める要件は、前項各号に掲げる要件のほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　上場商品構成物品等の取引に関係のある事業者団体と関係を持っていないこと。

二　商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の委託を受けること又は商品市場における取引を業として行う企業の役員、顧問若しくは評議員となり、直接間接に当該企業の経営に参加し、当該企業から反対給付を受け、又は当該企業に投資していないこと。

第百三十二条及び第百三十三条　削除

第百三十二条及び第百三十三条を次のように改める。

（認可申請書に添付すべき書類）

第百三十四条　法第二百七十九条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第十五条第二項第一号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　創立総会の議事録

三　会員（法第二百七十五条第一項の会員をいう。以下同じ。）の名簿

四　様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

2　主務大臣は、法第二百七十九条第一項の規定による認可を行うために必要があると認めるときは、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

第百三十五条中「第三百二条第二項第三号」を「第三百一条第一項第三号」に改め、同条第二号中「をいう」の下に「。次条において同じ」を加える。

第百三十六条第二号中「第二条第十三号」を「第二条第十三項」に改める。

第百三十七条を削る。

第百三十八条第一項及び第二項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同条を第百三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経理原則）

第百三十八条　委託者保護基金は、委託者保護基金の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

第百三十九条第一項第一号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項第三号中「前条」を「第百三十七条」に、「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項第四号及び第五号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改める。

第百四十条第一項第一号中「第二百六十九条第三項第一号」を「第三百条第一号」に改め、同項第二号中「第二百六十九条第三項第三号」を「第三百条第三号」に改め、同項第三号中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改める。

第百五十五条を次のように改める。

（残余財産の帰属）

第百五十五条　委託者保護基金の清算人は、法第三百二十七条第一項の規定により、当該委託者保護基金の残余財産をその会員が納付した法第三百十四条第一項の負担金の累計額その他当該委託者保護基金の指定する基準に応じて、当該会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

第百六十二条を次のように改める。

第百六十二条　削除

第百六十三条中「、前条中「第一種特定施設開設者」とあるのは「第二種特定施設開設者」と、「様式第二十二号」とあるのは「様式第二十三号」と」を削る。

第百六十七条を次のように改める。

第百六十七条　削除

第百六十八条から第百七十条までを次のように改める。

（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出）

第百六十八条　特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする者は、法第三百四十九条第一項の規定により特定店頭商品デリバティブ取引を業として行おうとする旨の届出をするときは、あらかじめ、同項第一号から第三号まで及び第四項各号に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一　法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が個人である場合　住民票の写し等

二　法第三百四十九条第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合　次に掲げる書面

イ　定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）

ロ　登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）

3　第一項の届出をした特定店頭商品デリバティブ取引業者は、法第三百四十九条第一項第一号から第三号まで又は次項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称

二　変更内容

三　変更日